

独立行政法人自動車技術総合機構役員給与規程

制定	平成 1 4 年	7 月	1 日	規程第 6 号
改正	平成 1 4 年	1 1 月	2 8 日	規程第 4 8 号
改正	平成 1 5 年	3 月	2 5 日	規程第 5 7 号
改正	平成 1 5 年	7 月	3 0 日	規程第 1 0 号
改正	平成 1 5 年	1 1 月	1 0 日	規程第 1 9 号
改正	平成 1 7 年	1 1 月	2 4 日	規程第 1 2 号
改正	平成 1 8 年	3 月	3 1 日	規程第 2 3 号
改正	平成 1 9 年	4 月	1 日	規程第 2 5 号
改正	平成 1 9 年	1 1 月	3 0 日	規程第 4 5 号
改正	平成 2 0 年	3 月	3 1 日	規程第 5 5 号
改正	平成 2 1 年	3 月	1 8 日	規程第 1 7 号
改正	平成 2 1 年	5 月	2 9 日	規程第 2 号
改正	平成 2 1 年	1 1 月	3 0 日	規程第 1 3 号
改正	平成 2 2 年	3 月	3 1 日	規程第 2 7 号
改正	平成 2 2 年	1 1 月	3 0 日	規程第 9 号
改正	平成 2 4 年	3 月	3 0 日	規程第 5 号
改正	平成 2 6 年	6 月	2 5 日	規程第 1 号
改正	平成 2 6 年	1 1 月	2 8 日	規程第 1 4 号
改正	平成 2 7 年	4 月	1 日	規程第 2 号
改正	平成 2 8 年	2 月	2 3 日	規程第 1 8 号
改正	平成 2 8 年	3 月	3 0 日	規程第 2 2 号
改正	平成 2 8 年	1 1 月	2 9 日	規程第 7 4 号
改正	平成 3 0 年	1 月	2 3 日	規程第 2 2 号
改正	平成 3 0 年	1 2 月	2 5 日	規程第 8 号
改正	令和 元 年	1 2 月	2 5 日	規程第 4 8 号
改正	令和 2 年	1 1 月	2 5 日	規程第 2 6 号
改正	令和 4 年	3 月	1 0 日	規程第 3 6 号
改正	令和 4 年	5 月	3 1 日	規程第 2 号
改正	令和 5 年	2 月	1 日	規程第 2 0 号
改正	令和 5 年	1 2 月	2 6 日	規程第 1 8 号
改正	令和 7 年	1 月	3 0 日	規程第 2 1 号
改正	令和 7 年	3 月	2 8 日	規程第 3 6 号

(総 則)

第 1 条 独立行政法人自動車技術総合機構の役員に対する給与の支給については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 常勤役員の給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 俸給
- (2) 地域手当
- (3) 通勤手当
- (4) 単身赴任手当
- (5) 期末手当及び勤勉手当

2 非常勤役員の給与は、非常勤役員手当とする。

(給与の支払)

第3条 役員の給与は、その全額をその者の預金又は貯金口座への振込の方法によって支払うものとする。

2 役員の給与から法令又は規程に基づき控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき給与のうちからその金額を控除して支給する。

(俸給)

第4条 常勤役員の俸給月額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 1, 122, 000円
- (2) 代表理事 1, 049, 000円から908, 000円までの範囲内で理事長が決定する額
- (3) 理事 979, 000円から772, 000円までの範囲内で理事長が決定する額
- (4) 監事 716, 000円

(地域手当)

第5条 地域手当は、下表に掲げる地域に在勤する常勤役員に支給する。

組 織	所 在 地	支給割合
本 部	新 宿 区	100分の20
交通安全環境研究所	調 布 市	100分の16

2 地域手当の月額 は 俸給月額に前項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、独立行政法人自動車技術総合機構職員給与規程（平成14年規程第8号。以下「職員給与規程」という。）第19条第1項に規定する職員に対する通勤手当の支給要件に 該当する常勤役員に支給する。

- 2 通勤手当の額は、職員給与規程第19条第2項及び第3項に規定する額とする。
- 3 国家公務員（国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員（独立行政法人通則法第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員を除く。）をいう。以下同じ。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合には、職員給与規程第19条第4項の規定を準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関して必要な事項については、職員に対する通勤手当の例に準じる。

（単身赴任手当）

- 第7条 単身赴任手当は、職員給与規程第24条第1項に規定する職員に対する単身赴任手当の支給要件に該当する常勤役員に支給する。
- 2 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合には、職員給与規程第24条第3項の規定を準用する。
 - 3 単身赴任手当の月額、は、職員給与規程第24条第2項に規定する額とする。
 - 4 第1項の規定により単身赴任手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるものについては、職員に対する 単身赴任手当の例に準じて、支給する。
 - 5 前4項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関して必要な事項については、職員に対する単身赴任手当の例に準じる。

（非常勤役員手当）

- 第8条 非常勤役員手当は、月額とし次に掲げる額を支給する。

理事及び監事 月額 243,800円

（俸給等の支給）

- 第9条 俸給、非常勤役員手当（以下「俸給等」という。）は、その月の月額を毎月16日に支給する。ただし、これらの支給日が土曜日にあたるときは15日、日曜日又は祝日にあたる場合は17日、17日が祝日にあたる場合は18日に支給する。

（新たに役員となった者の俸給等）

- 第10条 新たに役員となった者には、その日から俸給等を支給する。

(役員でなくなった者の俸給等)

第 1 1 条 役員が退職又は解任により役員でなくなったときは、その日までの俸給等を支給する。

2 役員が死亡したときは、その月分の俸給等を支給する。

(日割計算)

第 1 2 条 前 2 条の規定により俸給等を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外の場合の俸給等の額は、その月の日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(期末手当及び勤勉手当)

第 1 3 条 役員の期末手当及び勤勉手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する役員に対して、それぞれ基準日の属する月の 6 月 3 0 日及び 1 2 月 1 0 日に支給する。ただし、その日が日曜日にあたるときは、その前々日、その日が土曜日にあたるときは、その前日とする。これらの基準日前 1 ヶ月以内に退職した役員（理事長の要請に応じ、引き続き国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員となった者を除く。）、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した役員にあっては、退職し又は死亡した日現在）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額並びに俸給月額に 1 0 0 分の 2 5 の割合を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額（以下、この条において「基礎額」という。）に 1 0 0 分の 6 6 . 2 5 を乗じ、かつ、在職期間を勘案して次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間	割 合
6 ヶ月	100 分の 100
5 ヶ月以上 6 ヶ月未満	100 分の 80
3 ヶ月以上 5 ヶ月未満	100 分の 60
3 ヶ月未満	100 分の 30

3 勤勉手当の額は、基礎額に、その者の勤務実績に応じ、理事長が定める割合を乗じ、かつ、在職期間を勘案して、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、役員（退職し又は死亡した役員を含む。）の基礎額の合計額に 1 0 0 分の 1 0 6 . 2 5 を乗じて得た額を超えてはならない。

在職期間	割 合
------	-----

6 ヶ月	100 分の 100
5 ヶ月 1 5 日以上 6 ヶ月未満	100 分の 95
5 ヶ月以上 5 ヶ月 1 5 日未満	100 分の 90
4 ヶ月 1 5 日以上 5 ヶ月未満	100 分の 80
4 ヶ月以上 4 ヶ月 1 5 日未満	100 分の 70
3 ヶ月 1 5 日以上 4 ヶ月未満	100 分の 60
3 ヶ月以上 3 ヶ月 1 5 日未満	100 分の 50
2 ヶ月 1 5 日以上 3 ヶ月未満	100 分の 40
2 ヶ月以上 2 ヶ月 1 5 日未満	100 分の 30
1 ヶ月 1 5 日以上 2 ヶ月未満	100 分の 20
1 ヶ月以上 1 ヶ月 1 5 日未満	100 分の 15
1 5 日以上 1 ヶ月未満	100 分の 10
1 5 日未満	100 分の 5
零	零

- 4 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため基準日前 6 ヶ月以内に退職し、かつ、引き続き役員となった場合には、基準日前 6 ヶ月における国家公務員としての在職期間は役員としての在職期間に算入する。
- 5 期末手当及び勤勉手当の一時差止処分等の取り扱いについては、職員給与規程第 3 1 条及び第 3 2 条の規定を準用する。この場合において、「期末手当」とあるのは「期末手当及び勤勉手当」と読み替えるものとする。

（端数の処理）

第 1 4 条 給与の支給額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（実施に関し必要な事項）

第 1 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 1 4 年 7 月 1 日規程第 6 号）

- 1 この規程は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 1 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 1 3 条第 2

項及び第3項の規定の適用については、第13条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

附 則（平成14年11月28日規程第48号）

- 1 この規程は、平成14年12月1日から施行する。
- 2 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の規程第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定された期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額とする。
 - （1）平成14年12月1日まで引き続いて在職した期間で同年7月1日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち俸給及び調整手当額の合計額
 - （2）平成14年12月1日までに引き続いて在職した期間で同年7月1日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち、改正後の規定による俸給及び調整手当額の合計額

附 則（平成15年3月25日規程第57号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月30日規程第10号）

この規程は、平成15年7月30日から施行する。

附 則（平成15年11月10日規程第19号）

- 1 この規程は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、第13条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - （1）平成15年4月1日において役員が受けるべき俸給、調整手当、通勤手当、単身赴任手当の月額額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から同年10月までの月数（同年4月1日から同年10月31日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他給与法等で定める期間のある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して給与法等で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則（平成１７年１１月２４日規程第１２号）

- 1 この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。
- 2 平成１７年１２月に支給する期末特別手当の額は、第１３条第２項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末特別手当の額から次に掲げる額の合計額に相当する額を減じた額とする。
 - （１）平成１７年４月１日において役員が受けるべき俸給、調整手当、単身赴任手当の月額合計額に１００分の０．３６を乗じて得た額に、同年４月から１１月までの月数（同年４月１日から同年１１月３０日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他給与法等で定める期間のある職員にあっては、当該月数から当該機関を考慮して給与法等で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （２）平成１７年６月に支給された期末特別手当の額に１００分の０．３６を乗じて得た額

附 則（平成１８年３月３１日規程第２３号）

- 1 この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き役員である者で、当該役員として受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員には、施行日を含む任期に係る期間の末日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項による俸給を支給される役員に関する改正後の規程第５条の規定の適用については、同条中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と前項の規定による俸給の額との合計額」とする。

附 則（平成１９年４月１日規程第２５号）

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１１月３０日規程第４５号）

この規程は、平成１９年１１月３０日から施行する。

附 則（平成２０年３月３１日規程第５５号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年３月１８日規程第１７号）

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年５月２９日規程第２号）

この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 30 日規程第 13 号）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、第 13 条第 2 項中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 80」と、同条第 3 項中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」とする。
- 3 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第 13 条第 2 項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - （1）平成 21 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に役員となった者にあつては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から同年 11 月までの月数（同年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において、在職しなかった期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - （2）平成 21 年 6 月 1 日に役員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額
 - （3）平成 21 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において職員（自動車検査独立行政法人就業規則第 2 条に定める職員をいう。以下この項において同じ。）であつた期間がある役員については、平成 21 年 4 月 1 日において当該役員が受けるべき俸給、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から同年 11 月までの期間における職員として在職した月数（在職しなかった期間がある場合にあっては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額及び平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額の合計額

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規程第 27 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 30 日規程第 9 号）

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する改正後の規程第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、これらの規定中「100 分の 77.5」とあるのは「100 分の 75」とする。
- 3 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第 13 条第 2 項及び第 4 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に役員となった者にあつては、役員となった日）において役員が受けるべき俸給、地域手当及び単身赴任手当（職員給与規程第 24 条第 2 項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成 22 年 6 月 1 日において役員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規程第 5 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 25 日規程第 1 号）

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 28 日規程第 14 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 12 月に支給する勤勉手当の額の算定にあつては、改正後の第 13 条第 3 項の規定中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 92.5」とする。
- 3 第 6 条において職員給与規程を準用する通勤手当の額は、改正後の職員給与規程（平成 26 年 11 月 25 日規程第 11 号）を平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日規程第 2 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日の前日から引き続き役員である者で、当該役員として受ける俸給月額及び非常勤役員手当（以下「俸給月額等」という。）が施行日の前日において受けていた俸給月額等に達しないこととなる役員には、施行日の前日を含む任期に係る期間の末日までの間、俸給月額等のほか、その差額に相当する額を俸給及び非常勤役員手当として支給する。
- 3 前項による俸給を支給される役員に関する改正後の規程第 5 条の規定の適用については、同条中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額と自動車検査独立行政法人役員給与規程（平成 27 年 4 月 1 日規程第 2 号）附則第 2 項の規定による俸給の額との合計額」とする。
- 4 平成 28 年 3 月 31 日までの間における地域手当の支給率に関しては、改正後の規程第 5 条中「100 分の 20」とあるのは「100 分の 18.5」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 23 日規程第 18 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 2 月 23 日から施行する。
- 2 改正後の役員給与規程の規定（第 13 条第 3 項を除く）は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第 13 条第 3 項の規定中「100 分の 87.5」とあるのは「100 分の 90」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日規程第 22 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 29 日規程第 74 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 29 日から施行する。
- 2 平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の規程第 13 条第 3 項の規定中「100 分の 92.5」とあるのは「100 分の 97.5」とする。

附 則（平成 30 年 1 月 23 日規程第 22 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 1 月 23 日から施行する。
- 2 平成 29 年 12 月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の規程第 13 条第 3 項の規定中「100 分の 95」とあるのは「100 分の 97.5」とする。

附 則（平成 30 年 12 月 25 日規程第 8 号）

- 1 この規程は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 平成 30 年 12 月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の規程第 13 条第 3 項の規定中「100 分の 97.5」とあるのは「100 分の 100」とする。

附 則（令和元年 12 月 25 日規程第 48 号）

- 1 この規程は、令和元年 12 月 25 日から施行する。
- 2 令和元年 12 月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第 13 条第 3 項の規定中「100 分の 100」とあるのは「100 分の 102.5」とする。

附 則（令和 2 年 11 月 25 日規程第 26 号）

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 12 月に支給する勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の第 13 条第 2 項の規定中「100 分の 67.5」とあるのは「100 分の 65」とする。

附 則（令和 4 年 3 月 10 日規程第 36 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 31 日規程第 2 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第 1
- 3 条第 2 項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、同月 1 日（同日前 1 ヶ月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1）役員 67.5 分の 10

（2）職員給与規程第 31 条第 2 項に規定する特定幹部職員 107.5 分の 15

附 則（令和 5 年 2 月 1 日規程第 20 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 12 月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第

13条第2項の規定中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」とする。

附 則（令和5年12月26日規程第18号）

- 1 この規程は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の規定（第13条第2項及び第3項を除く）は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 令和5年12月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第13条第2項の規定中「100分の65」とあるのは「100分の67.5」とし、勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の同条第3項の規定中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

附 則（令和7年1月30日規程第21号）

- 1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。
- 2 改正後の規定（第13条第2項及び第3項を除く）は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 令和6年12月に支給する期末手当の額の算定にあたっては、改正後の第13条第2項の規定中「100分の66.25」とあるのは「100分の67.5」とし、勤勉手当の額の算定にあたっては、改正後の同条第3項の規定中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」とする。

附 則（令和7年3月28日規程第36号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。